福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊３）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

消　防　局

○福岡市消防局公印規程の一部改正（訓令甲第２号）……１

○福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令甲第３号）……１

○福岡市建築物同意等事務取扱規程の一部改正（訓令甲第４号）……２

消　防　局

福岡市消防局訓令甲第２号

福岡市消防局公印規程（昭和38年福岡市消防局訓令甲第４号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市消防局長　髙　田　浩　輝

別表第１中「消防手帳及び建築同意用」を「消防手帳用」に改め、同表福岡市消防本部課長印の項を次のように改める。

削除	12	削除	削除	削除	削除	削除

別表第２中ひな形12を次のように改める。

12

削　除

福岡市消防局訓令甲第３号

福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成６年福岡市消防局訓令

甲第10号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市消防局長　髙　田　浩　輝

第４条第１項中「４時間」の次に「（任命権者が特に認める場合にあっては、３時間45分）」を加える。

福岡市消防局訓令甲第４号

福岡市建築物同意等事務取扱規程（平成10年福岡市消防局訓令甲第７号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市消防局長　髙　田　浩　輝

第４条第２項を次のように改める。

２　申請書の受付は、予防部指導課において行うものとする。

第６条第１項中「の記載のある印」を削り、「押印し」を「記載し」に改める。

第７条第１項中「第６条」を「前条」に改める。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています